

ローンカード規定・ICカード規定

令和2年4月1日改正

ローンカード規定

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2. (カードの利用)

カードローンカード（以下「ローンカード」という）は、次の取引を行う場合に利用することができます。

- (1) 当金庫または当金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「預入支払業務提携先」という）において利用する場合。

当金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機器」という）を使用したカードローン借入金の入出金および残高照会。

- (2) 当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」という）において利用する場合。

支払業務提携先に設置の自動機器を使用したカードローン借入金の出金および残高照会。

2. (手数料)

- (1) 自動機器を使用して入出金するときは、ご利用の都度別にお知らせした手数料を支払ってください。

- (2) 前項の手数料のうち、自動機器を使用した場合の手数料は、入出金時に自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入支払業務提携先または支払業務提携先（以下「提携先」という）には、当金庫から支払います。

3. (カードローン借入金の出金)

- (1) 自動機器を使用して出金するときは、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。

- (2) 自動機器による出金は、自動機器の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。

なお、この場合、出金金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金できません。

4. (カードローン借入金の入金)

- (1) 自動機器を使用して入金するときは、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にローンカード（またはローンカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

- (2) 自動機器による入金は、自動機器の機種により当金庫または預入支払業務提携先の金額単位とし、1回あたりの入金は当金庫または預入業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (自動機器故障の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機器による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でローンカードにより入金してください。

- (2) 停電、故障等により自動機器による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより出金することができます。

6. (ローンカード・暗証番号の管理等)

- (1) ローンカードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。ローンカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによるカードローン借入金の出金の停止の措置を講じま

す。

この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) ローンカードを紛失した場合や、盗難にあった場合には、当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

7. (届出事項の変更等)

氏名、暗証番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (ローンカードの再発行等)

ローンカードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. (暗証番号の照合等)

- (1) 自動機器によりローンカードを確認し、自動機器操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いした場合は、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。
- (2) 第5条第2項により当金庫が窓口においてローンカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号との一致を確認して、取扱いした場合にも、前項と同様とします。

10. (自動機器の操作等)

- (1) 自動機器の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。
- (2) 自動機器の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

11. (ローンカードの期限)

- (1) ローンカードの期限はカードローン契約の期限と同一とします。期限切れのローンカードは直ちに当店に返却してください。
- (2) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が延長された場合には、ローンカードは継続して使用することができます。
- (3) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が終了した場合には、使用中のローンカードは、ローンカードの期限のいかんにかかわらず無効とします。

12. (解約、ローンカードの利用停止等)

- (1) カードローン契約の解約または終了ならびにローンカードの利用を取り止める場合には、ローンカードを当店に返却してください。
なお、未処理取引のある場合には、その処理が終るまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求があり次第、直ちにローンカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できた時に停止を解除します。
 - ① 次条に定める規定に違反した場合
 - ② 当金庫が別途表示する一定の期間に入出金がない場合
 - ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (カード発行手数料)

ローンカードの発行・再発行にあたっては当金庫の定める(再)発行手数料をお支払いいただきます。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の定めるカードローン契約規定の各条項により取扱いします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページ又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上

ICカード特約規定

1. (特約の適用範囲)

この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

この特約は、当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。

この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

当金庫所定のICカードが利用できる預金機・支払機（以下「ICカード対応預金機・支払機」といいます。）を使用してカードローンの入出金をする場合。

3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページ又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上